

質疑回答書

令和8年10月6日

入札参加者 様

瀬戸市長 川本 雅之

旧東明小学校等改修工事設計業務委託において、下記のとおり質疑がありましたので回答します。

番号	【質問事項】	【回答】
1	『3 対象施設』について、今回計画地は市街化調整区域となっておりますが、都市計画法に関する許可の有無等の協議は完了していると考えてよろしいでしょうか。協議が完了している場合、必要となる具体的な許可申請についてご教示ください。	都市計画法に関する許可の有無等の協議は完了しており、都市計画法に基づく許可は不要として整理しております。
2	『5 留意事項』に「オ 改修後の積載荷重を検討すること」とありますが、改修後の用途等を踏まえて、設計用積載荷重を設定の上、構造計算により安全性を確認するという理解でよろしいでしょうか。その場合、構造安全性の確認について、具体的な検討手法（構造計算モデルを作成し、改修後の積載荷重に基づいて建物全体を再計算する方法、もしくはその他の方法等）についてご教示ください。特に、確認申請（用途変更）が必要となる場合、建築主事または確認検査機関が求める検討手法・計算内容に適合させる必要があると考え	設計用積載荷重を設定の上、構造計算により安全性の確認を行ってください。検討手法は改築時の構造計算書に基づいて建物全体を再計算する方法を想定しております。確認申請が必要となる場合は確認検査機関が求める検討手法を行ってください。確認検査機関が求める検討手法によっては変更にて追加を行います。 また検討の結果、既存部材の耐力不足が確認され監督員との協議により必要と判断された場合は補強方法の検討、補強設計を行ってください。補強方法の検討、補強設計に関しては別途

	ておりますが、検討手法によっては業務量が大きく異なるため、事前公表されている予定価格に含まれる業務範囲として、どの程度の構造検討を想定されているかについてご教示ください。また、検討の結果、既存部材の耐力不足が確認された場合の補強方法検討、補強設計に関しては別途と考えてよろしいでしょうか。	変更にて追加と考えます。
3	『5 留意事項』に「カ 外壁調査を行い、報告書を作成すること。」とありますが、高所作業車等を使用しての全面打診調査も含まれますでしょうか。それとも手の届く範囲のみの部分打診調査でよろしいでしょうか。	高所作業車等を使用しての全面打診調査は含まれておらず、手の届く範囲のみの部分打診調査を想定しております。
4	『12 貸与資料』について、直近（増築時）の確認申請書及び検査済証は貸与して頂けると考えてよろしいでしょうか。	改築時の確認申請書及び検査済証（S43 年）は貸与可能です。
5	『12 貸与資料』について、新築、増築、耐震補強時の構造計算書は貸与して頂けると考えてよろしいでしょうか。	改築時の構造計算書は貸与可能です。また、耐震補強工事の竣工図（H23 年）、補強工法比較検討書（H22 年）、耐震診断報告書（H9 年度）は貸与可能です。
6	『03_設計図』に「各部屋空調機器の新設を検討」とありますが、原則として既存空調設備を撤去した上で新設する予定でしょうか。それとも既存を活用し、不足する箇所について新設する計画でしょうか。	基本的には撤去したうえで新設と考えておりますが、詳細は監督員と協議の上進めてください。

質問事項は原文のままです。なお、設計変更に関しても瀬戸市工事施行規則が適用されます。